



1 はじめに

我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産である文化財。古墳や古墳群も、文化財保護法（以下、保護法）に基づき保護が図られる文化財の一つである。

保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の六類型に区分し、さらに土地に埋蔵されている文化財である「埋蔵文化財」や文化財の保存に必要な技術等も保護の対象としている（図1）。古墳や古墳群は、「記念物」に当たるが、土地に埋もれた状態では埋蔵文化財として扱われる。なお、保護法における「保護」とは、「保存」と「活用」の両者を含んだ意である。本質的価値を守りながら、現代的な使用方法を付加していくことが文化財の保護とも換言できよう。

文化財の中でも重要なものは、法令に基づき、国や地方自治体により「指定」されることで、重点的に保護が図られる。「記念物」である古墳や古墳群は指定されると「史跡」として扱われる。現在、静岡県内の古墳及び古墳群は、9件が国、18件が県の史跡として指定されている。令和元年に世界文化遺産に登録された”百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—”は、今、最も注目されている古墳であろう。世界遺産登録には、国内法で保護が図られていることが前提であり、百舌鳥・古市古墳群も史跡に指定されている。

2 文化財の総合的な保存と活用

地域で守り伝えられてきた文化財は、現在、過疎化・過疎化の進行に伴う滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっている。その一方で、地域資源として観光やまちづくりに活かす期待も高まっている。このような社会状況を背景に、地域における文化財の総合的かつ計画的な保存・活用の促進と、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るために、平成30年6月に文化財保護法が改正された（平成31年4

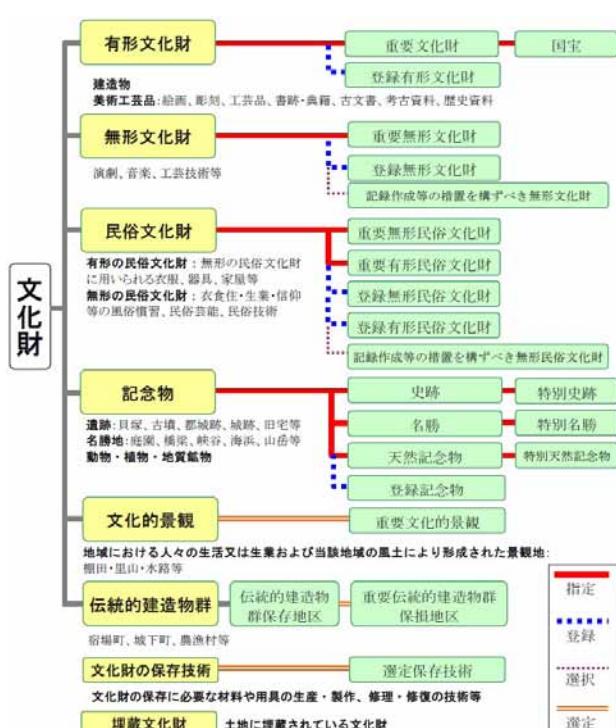


図1 文化財類型と国指定等の体系

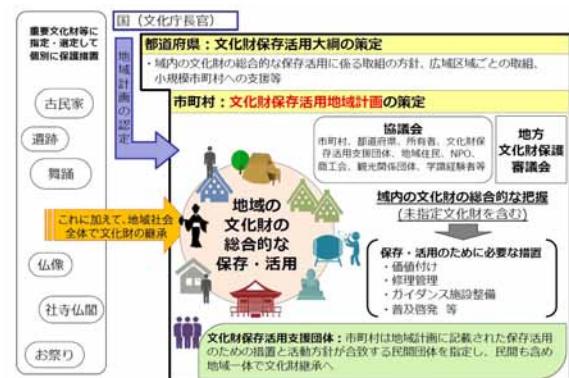


図2 法改正による新たなスキーム

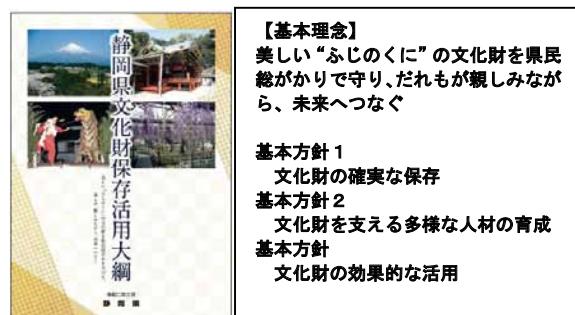


図3 静岡県文化財保存活用大綱



図4 文化財を活かしたまちづくり(イメージ)



図5 ストーリーによる文化財の活用(イメージ)

月1日施行)。

この法改正により、都道府県は、域内の文化財の保存と活用に関する総合的な方針である「文化財保存活用大綱」を策定できるようになり、市区町村は、総合的な計画として「文化財保存活用地域計画」(以下、地域計画)を作成し、国に認定を申請できることとなつた。静岡県は、令和2年3月に「静岡県文化財保存活用大綱」を策定している(図3)。

一方、市区町村に作成が求められている「地域計画」は、令和3年8月現在、全国で47市町が国の認定を受けている。本県では、浜松市と磐田市が令和3年7月に国に認定され、沼津市・富士市を含む10市町が作成中である。

さて、「地域計画」には、「①市町の概要、②歴史文化の特長、③文化財の特長、④文化財の把握のための調査、⑤保存・活用に対する課題・方針・措置、⑦保存・活用のための推進体制」等の記載が必要である。作成に当たっては、住民意見を取り入れ、文化財を核とした地域振興、文化財を活かした“まちづくり”につなげることが求められている。

これまでの文化財の保護では、主に所有者や保存・管理に携わる一部の関係者が担い手となり、個別に文化財の保護を推進してきたが、「地域計画」は「文化財の“総合的”な保存・活用」を推進する方針と具体的な措置を示すことが求められる。“総合的”とは、所有者や文化財行政担当だけではなく、住民や、観光、まちづくりの関係者を交えた文化財の保存・活用を図る意味と、域内の様々な文化財について、指定文化財のみならず、未指定文化財、更には文化財類型には該当しない“伝承”等の歴史文化の所産も含め、類型観の枠組みを越えて保存・活用の対象とするという、二つの側面を持つ。

文化財の“総合的”な取組を促進するため、「地域計画」では、域内の文化財の状況や歴史文化の特性を鑑み、様々な文化財が集中する範囲を「文化財保存活用区域」として設定することや、特定のテーマに関連する文化財を結び付け「関連文化財群」として設定することができる。その地域を特徴付ける歴史文化に関わる様々な文化財を、一定のまとまりを持つものとして扱うため、「地域計画」において“その市町らしさ、地域らしさ”が最も現れる部分となる。この文化財を核とした“らしさ”を地域の活性化やまちづくりに活かす具体的な措置を示したものが「地域計画」とも換言できる。

3 古墳・古墳群の保存と活用

古墳や古墳群も、“地域らしさ”を示す文化財として、保存・活用が期待される。見るものを圧倒する巨大な前方後円墳で、往時の姿に復元整備されているものは、地域のシンボルとなるモニュメントとしてなり得ることは、イメージし易い。もっとも、県内の9千基を超える古墳のうち、前方後円墳・前方後方墳は120基程度で、現存する100mを超える大型のものとなると更に数は限られる。多くの古墳は、直径数m～十数mの規模である(以下、小型墳)。

愛鷹山南麓には、県下最大の前方後方墳である浅間古墳があるが、多くは古墳時代後期の6～7世紀に築かれた小型墳であり、古墳群を形成する。

浅間古墳は、その選地、形状、規模等から、この地域を代表する古墳であることは明らかであろう。しかしながら、小型墳も、この地域ならではの古墳

文化を雄弁に物語る歴史資料である。

古墳群の在り方は、全国一様ではなく、他とは異なった特徴を持つ古墳が集中する地域もある。愛鷹山南麓も、その一つである。紙幅の都合上、愛鷹山南麓の後期古墳が持つ特長のうち、ここでは埋葬施設に焦点を当ててみたい。

古墳時代後期、埋葬施設の主流の一つとなるのが、横穴式石室（以下、石室）である。石室は、遺骸や副葬品を納める“玄室”から“羨道”と呼ばれる通路が墳丘外へ続く。埋葬後は、羨道部分に石を積み上げ、封鎖される。石室には、地域的特徴を持つ形態がある。東海地方では、三河に淵源を持つ三河系石室が広く見られ、畿内系の王墓等で採用される形態に連なる畿内系石室も有力墳等に採用される。ともに、玄室と羨道の境に“袖”と呼ばれる部位を持つ。しかし、愛鷹山南麓を含む駿河東部では、三河系石室や畿内系石室は見られず、無袖の石室で占められる。さらに、開口部に対し玄室床面が一段下るという、三河系や畿内系の石室には無い特徴も併せ持つ。さらに、玄室に注目すると、東駿河のなかでも愛鷹山南麓では組合式箱型石棺を持つものが多々見られる。一方、富士山南麓では石棺は少なく、“死床仕切”と呼ばれる間仕切石を持つものがみられる。

愛鷹山南麓は、全国的にみても、独自性の強い古墳が斉一的に展開する一方で、副葬品は多様性に富む。古墳時代後期、この地では、人々がそれぞれ様々な生業を営むものの、墓制の上では繋がりを持っていたことがうかがえる。愛鷹山南麓に展開した、独自の古墳文化は、住民はもとより、広く知られるべき、地域が誇る歴史資源といえよう。

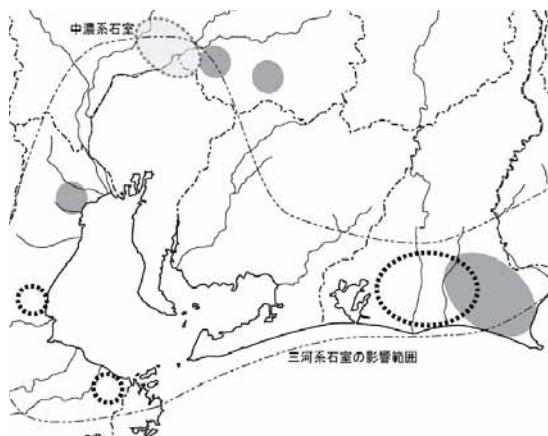


図6 東海地方における後期古墳の埋葬施設からみた地域差

4 結語

多くの古墳は長い年限を経る中で、埋もれ、生い茂った木々で覆われる等、往時の姿をとどめていない。築造当時の姿への復元整備は、市民や来訪者にも、わかり易い活用の事例である。県内では、浜松市二本ヶ谷積石塚古墳群、藤枝市若王子古墳群、沼津市井田松江古墳群、三島市向山古墳群等で古墳群の特色を生かした整備が行われている。

ただし、復元整備には、調査に基づいた検証が必要であり、安い復元は、来訪者が間違った歴史像を抱く怖れがある。また、経費的な負担も大きい。近年では、復元整備だけではなく、ARやVR等の先端技術を取り入れた古墳の活用も各地で見られる。

一方で、浅間古墳のように、神社があることで、今まで伝えられてきたことも、この地域の歴史文化の一側面である。茶畑と同居する古墳の姿も、この地域ならではの姿として守り、活かさるべき、歴史資源といえる。古墳をキーワードとしたストーリー展開により、他の文化財あるいは他の地域と結びつけることは、地域の歴史文化の理解を促進するとともに、古墳の他面的な保存・活用につなげることができよう。

出典

- 図2 文化庁HP掲載「文化財保護法改正の概要について」
より抜粋
図3～5 静岡県文化財保存活用大綱
図6 鈴木一有 2017「東海地方における横穴系埋葬施設の多様性」『日本考古学協会2017宮崎大会資料集』

（静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課）

